

資料3-2-1

社団法人日本エレベータ協会作成資料

JEAS-2001 (標 07-05)

昇降機製品事故等報告制度に関する標準

1. 適用範囲及び趣旨

本標準は、昇降機の設計、製造上の欠陥による事故が発生した場合の被害拡大・再発防止を目的とした「昇降機製品事故等報告制度」に関するもので、事故等の報告、事故情報の公表、他メーカーへの水平展開等について定める。

【解説】

昇降機設置後の人身事故発生については、昇降機所有者等に対して特定行政庁等へ報告するよう(財)日本建築設備・昇降機センター発行、国土交通省監修の「昇降機の維持及び運行管理に関する指針」に示されているが、製造業者に関しては、事故報告制度は存在せず、従来は当該メーカーが独自に対応していた。

今般、(社)日本エレベータ協会は、設置後において、設計・製造上の欠陥による事故が発生した場合の被害拡大・再発防止を目的に、協会の自主的な取組として、「事故等の報告」、「事故情報の公表」、「他メーカーへの水平展開」等に関する仕組みとして、本制度を定める。

2. 準拠法令・基準など

なし (参考法令 : 消費生活用製品安全法)

3. 昇降機製品事故等報告制度

1) 報告対象となる製品

- ・(社)日本エレベータ協会(以下、エレ協)会員の設計・製造(据付含む、以下同様)に関わる、国内向けのエレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等(以下、昇降機)

2) 報告対象となる事故、不具合

- ・下記の「重大製品事故」「安全に関わる不具合」を報告対象とする。
- ・設計・製造上の欠陥によって生じたものでないことが明らかな場合は、報告対象外とする。

(1)重大製品事故

- ・利用者の生命又は身体に対する重大な危害が発生した事故、あるいは、製品起因により火災が発生した場合。具体的には、以下の重大製品事故が発生した場合。

①死亡事故

②重傷事故(負傷の治療に要する期間が30日以上を要する負傷)

③火災(各消防本部が火災として認定したものであって、製造業者がその事実を認識したもの)

(2)安全に関わる不具合

- ・上記重大製品事故には該当しないが、利用者の安全に関わる重大な不具合が発生した場合。具体的には、以下の安全に関わる不具合が発生した場合。

①エレベーター: 高速突き上げ・突き下げ、戸開走行

- ②エスカレーター:開口部走行(踏段等)、停止不能、逆走行
 ③その他の機種:上記①,②と同様、利用者の安全に関わる重大な不具合
- 3) 報告義務者
 ・製造業者(メーカー)
- 4) 報告項目
 (1)事故、不具合報告(後日、製造業者の認識した事故等の態様に変化した場合は報告を修正)
 ①発生日
 ②被害概要、事故等の内容[設置場所(住所)、ビル用途を含む]
 ③対応状況
 ④原因(既に判明している場合)
 ⑤製品の機種、型式、据付時期等
 ・報告の起算日は、その事故等の発生を知ったとき。報告の期限は起算日より10日間以内。
- (2)改善対策報告
 ・重大製品事故について改善対策が必要な場合には、上記 3) (1) ①～⑤に加え、改善対策を、エレ協宛に報告する。
- (3)完了報告
 ・重大製品事故の対応完了を、エレ協宛に報告する。
- 5) 重大製品事故の公表
 (1)重大製品事故発生の公表[第1ステップ]
 ・エレ協は、事故報告を受理してから、速やかに国土交通省に報告するとともに、1週間以内に事故発生の事実を、エレ協ホームページ(一般サイト)で公表する。
 ・公表項目は、①昇降機一般名称(エレベーター、エスカレーター等)、②事故発生日、③事故概要、④受理日
- (2)被害拡大、再発防止が必要な場合の重大製品事故情報の公表[第2ステップ]
 ・エレ協は、報告された事故情報、改善対策を確認し、被害拡大・再発を防止するために必要があると判断するときには、速やかに国土交通省に報告するとともに、事故情報及び改善対策等をエレ協ホームページ(一般サイト)で公表する。
 ・事故情報、改善対策の確認は、エレ協内委員会にて実施する。
 ・公表項目は、①製造業者(メーカー)名、②機種・型式名、据付時期等、③事故の内容、④事故の原因、⑤改善対策計画の内容、⑥問合せ先
- 6) エレ協会員への水平展開の仕組
 ・エレ協は、報告された「重大製品事故」、「安全に関わる不具合」の情報、改善対策をエレ協内委員会にて確認した後、エレ協会員への水平展開を実施する。
- (1)エレ協は、報告された事故、不具合の情報(内容、原因、対策等)をエレ協会員に通知する。
 (2)エレ協会員は通知された事故、不具合の情報に基づき、自社製品への対応を検討し、その結果をエレ協に報告する。
 (3)エレ協は必要に応じ、業界標準等を作成する。
 (4)エレ協は水平展開された事故、不具合の情報、エレ協会員の対応結果及び業界標準について定期的に、エレ協ホームページ及び刊行物等で公表する。

【解説】

具体的な対応内容や報告様式などについては、別途、「昇降機製品事故等報告制度に関するガイドライン」に規定するので、その内容に基づき対応すること。

4. 適用時期

本標準は平成19年7月以降より適用する。